

木瀬中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危機を生じさせる恐れがあるものである。

市は、生徒の尊厳を保持する目的のもと、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第 13 条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等（いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

1 基本理念

(1) いじめに対する学校の基本的な考え方や方針等

- ・ いじめは人権侵害行為であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- ・ いじめはどの学校、どのクラス、どの集団でも起こり得るという認識をもつ。
- ・ いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- ・ 発達障害等について適切に理解したうえで、一人一人を大切にした指導に当たる。
- ・ いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・ 保護者との信頼関係作り、地域や関係機関との連携協力に努める。

(2) めざす生徒像

- ・ 人権意識をもち、互いに敬意をもって接し合う生徒
- ・ 誰かが困っていたら、寄り添うことのできる優しい生徒
- ・ 正しいと思ったことを実行できる勇気をもった生徒

2 組織及び校内体制について

- ・ 教職員は、いじめがなく、生徒が安心して学校生活を送ることができるよう全力で職務にあたる。
- ・ 教職員用の指導書を中心に校内研修等を実施し、組織的ないじめ対応体制をとり、全職員がその組織に属し、積極的に関わる。
- ・ いじめ防止対策の実践においては、『いじめ防止会議』と連携し、生徒を主体とした活動にする。

(1) 組織の概要

① 教職員の組織

- ・ 『いじめ防止対策委員会』を学校のいじめ防止対策のための中核の組織として設置するとともに、その下に、『いじめ研修部会』『いじめ未然防止部会』『いじめ早期発見部会』の 3 部会を置き、全職員で組織的に取り組む。

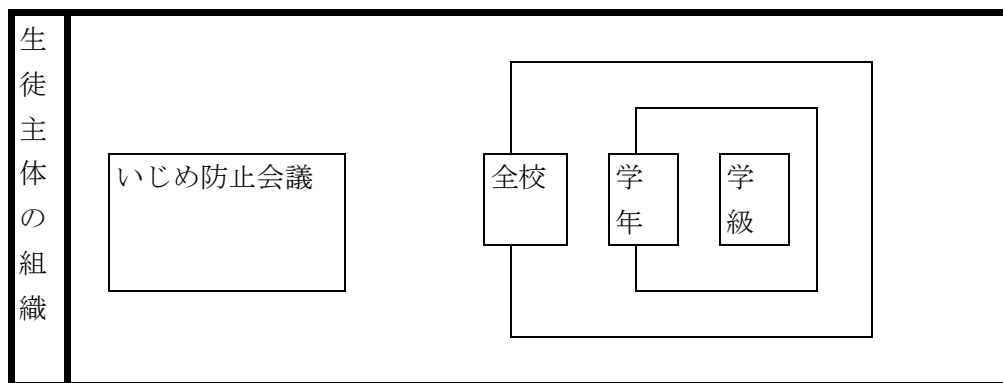
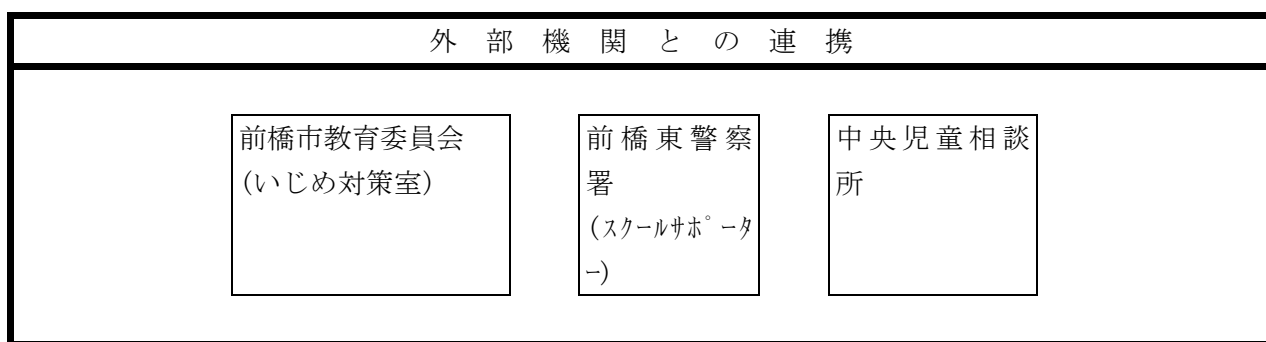
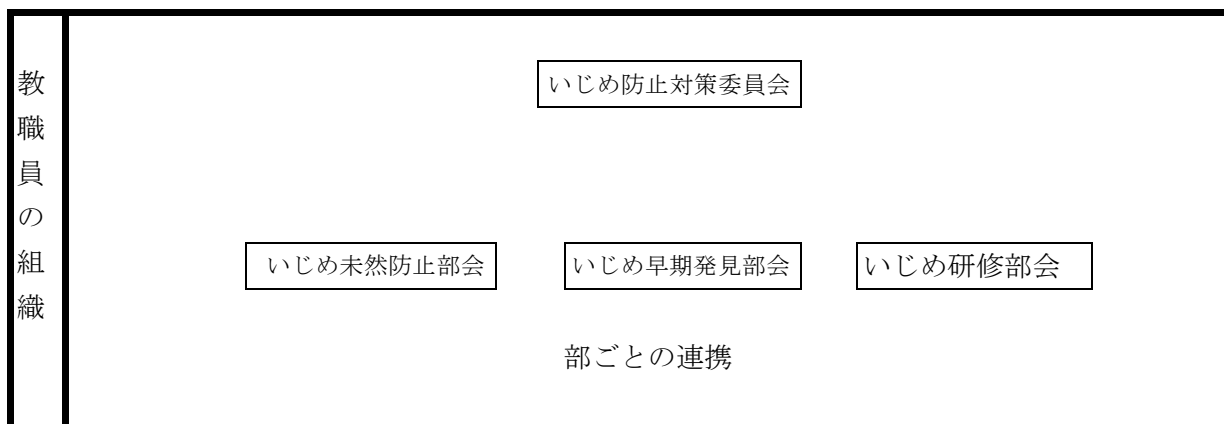
② 生徒主体の組織

- ・ 生徒が主体となっていじめを考え、未然防止、早期発見に向けた活動を進めるための中核的な組織として、『いじめ防止会議』を設置する。

③ 家庭・地域や外部機関（市教委や警察、児相など）との連携を図る。

- ・ いじめの未然防止や早期発見、いじめられている子を最後まで守り抜くために、学校だけで取り組むのではなく、家庭・地域外部機関と連携する。そのためにも、本方針を PTA 総会で説明するとともに、学校通信やホームページで公開し、地域への周知を図る。
- ・ 日頃より家庭訪問を行い、保護者とコミュニケーションを密にし、信頼関係を築く。
- ・ 必要に応じ、児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関と連携し協力関係を築く。特に、暴行

や傷害、恐喝、強要、窃盗等、刑罰法規に抵触するものについては警察と連携・協力し対応する。



(2) 各組織の構成員と役割表

組織の名称	主な構成員	各組織の主な役割
いじめ防止対策委員会 ★主は生徒指導主事	校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、研修主任、生徒会担当、教育相談主任等 (スクールカウンセラー)	①全体計画の立案と伝達 ②判断 ③対応策の策定 ④対応・報告 ※「5 いじめの対応について」参照
いじめ未然防止部会 ★主は生徒会担当	生徒会担当、特活部員、道徳部員、総合部員、人権部員 (スクールカウンセラー)	①『いじめ防止会議』の運営 ②道徳や学級活動の提案 ③地域の行事やボランティア活動への参加 ④小学校との連携

		⑤学級内での人間関係の調査・把握 ※「3 いじめの未然防止について」参照
いじめ早期発見部会 ★主は生徒指導主事	生徒指導部員 (スクールカウンセラー)	①アンケートの実施 ②職員による日常観察のし方 ③校内の相談機能の充実 ④情報の整理と共有化 ※「4 いじめの早期発見について」参照
いじめ研修部会 ★主は教育相談主任	教育相談部員 (スクールカウンセラー、スクールアシスタント、オープントピックスリーダー)	①教職員の研修 ②Q-Uの実施・分析 ③非行防止教室・情報モラル教室の運営 ④いじめ防止活動の本校の取組に関する評価アンケートの実施と分析を行う。 ※「6 いじめに関する研修について」参照
その他	生徒指導主事、情報教育主任	①ネットパトロールの実施（毎月）

3 いじめの未然防止について

◎人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

(1) 生徒が、いじめ問題を自分達の問題としてとらえ、主体的に活動できるようにする。

①いじめ防止会議

- ・構成員は生徒会本部役員および学級委員で、いじめ防止に関わる生徒主体の取組の母体となる。
- ・いじめ防止会議の長は生徒会長が兼ねる。
- ・組織づくりや年度末の反省を行うとともに、いじめ防止強化月間での取組内容を決める。
- ・議長が必要と判断したときは、特別委員会が行われる。
- ・学習発表会や生徒会新聞等でいじめ防止会議の取組を紹介する。

②いじめ防止強化月間《6月、12月、3月》全県一斉

- ・朝のあいさつ運動で、いじめ防止を呼びかけたり（幟旗を活用）、いじめ防止委員会から提案された全校一致の取組を行う。（学級活動の時間等において）

(2) 道徳・特別活動等を通して人権意識の醸成や望ましい人間関係、互いのよさを認め合う環境をつくる（未然防止部会）。

- ・（スクールカウンセラーからの助言を受けるなどして）グループエンカウンターやソーシャルスキルの授業を計画する。（学期に1回程度）
- ・人権週間における人権講話などを通して、人権学習の充実を図る。

(3) 地域への行事やボランティア活動に参加し、自己有用感を持たせる。

- ・のびゆく子どもの集いへの参加
- ・クリーンアップ作戦の計画、実施
- ・総合的な学習における地域との関わり

(4) 校区内の小中学校の連携を図る。

- ・(例) 1年生による小学校訪問（中学校生活について、小学生の質問に答える）
- ・(例) 不登校・いじめ対策会議（小学校の先生が中1の授業を参観し、その後情報交換を行う）

(5) 学級内での人間関係の調査し、その把握に努める。

- ・「居心地の良いクラスにするためのアンケート」または「Q-U」調査を行う。《6月・12月・3月》
- ・疎外感や孤立感をもっている生徒を把握し、未然防止策を立てる。

4 いじめの早期発見について

◎いじめは、どのクラスでも起こりうるものであり、しかも大人の目の届きにくいところで行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど気づきにくい形で行われていることを念頭に置き、教員、生徒および保護者や地域などが一体となって早期発見に努める。

(1)いじめの早期発見につながる各種アンケートを実施する。

- ・生徒へのいじめアンケート（心の安全点検）《毎月》→担任・学年で確認し、生徒指導部会（早期発見部会）に報告する。
- ・保護者へのいじめアンケート《6月、12月、3月の年3回》※12月分は、学校評価と同時に行う。
「自分の子がいじめを受けているか」だけではなく「他の子がいじめられているか」という情報も求める。その他いじめに対する考え方や、学校のいじめ対策について評価してもらう場合もある。
- ・学期や月に応じて質問項目を変更するなど、常にアンケート内容の見直しや検討を行う。

(2)職員による日常観察（見取り）のし方を検討し、提案する。

- ・（例）いじめチェックシート《毎月》

(3)校内の相談機能を充実させる。

- ・担任による二者面談《学期に数回》
- ・スクールカウンセラー、スクールアシスタント、オープンドアサポーターの活用し、悩みや相談事があったら、相談室等で直接相談できるようにする。

(4)情報を整理し、共有化を図る。

- ・「情報共有シート」を活用し、職員間の情報共有を円滑にする。
- ・アンケートやチェックシート等の結果については、学年で確認し、生徒指導部会（早期発見部会）で報告する。

※保護者や外部機関への説明資料となる可能性があるため、しっかり記録、整理しておく。

- ・いじめの疑いがある場合は、直ちに担任や学年、いじめ対策委員会に報告する。

5 いじめの対応について

◎いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が安心・納得する対応を行う。

(1)対応の基本方針

- ・いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ・学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ・校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- ・いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ・法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ・いじめが解消したと思われる場合でも、事後の経過観察を3ヶ月以上行い、見守りを継続しながら保護者との継続的な連絡を行う。
- ・必要に応じて、県が設置しているサポートチームの活用を図る。

(2)全体計画の立案と発信

- ・いじめ指導に関する基本方針を立て、各部会に指示を出す。
- ・学校側のいじめ防止活動の取組を保護者や地域に発信する。

(3)いじめの判断

- ・いじめの疑いがあるとの報告があった場合、関係する生徒や職員に詳しい事情を聴き、次の2点を判断する。【「いじめの防止等のための基本的な方針」（別添2）「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」の5頁（3）いじめに対する措置 文部科学省 参照】

→「いじめを積極的に認知する」ことを基本とする（友人関係のトラブルと思えるものも）

→「いじめとして対応すべきか否か」

→「重大事態であるかどうか」

※「重大事態」とは、いじめにより生徒等の生命・心身または、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときのことである。【いじめの防止等のための基本的な方針 第2-4 参照】【群馬県いじめ防止基本方針 VII 参照】

(4) 対応策の策定

- ・いじめの対応を検討する。
- ・「重大事態」である場合は、市教委に連絡をし、警察や児相など関係機関との連携をとる。

(5) 対応・報告

- ・被害または加害側の生徒や保護者に今後の対応策の説明を行い、同意を得る。
- ・対応策が確実に指導され、その効果が認められているかチェックを行う。
- ・一連の対応を市教委に報告する。

(6) ネット上のいじめに関すること

- ・市教委（ネットパトロール）との連携やサイバー犯罪捜査室への相談を視野に、関係生徒の把握やいじめの事実の調査方法や調査内容を定めておく。また、「誰が」「どのように」指導するかについて、事前に想定しておく。さらに、教職員のインターネットに関する研修等の計画も立案しておく。

【いじめ防止対策推進法への対応 V （群馬県教育委員会）参照】

- ・情報モラル教育の推進のために、毎年5月に「情報モラル教室」を開催するなど啓蒙活動を行う。

(7) その他

- ・いじめの態様により、関係機関との連携も一様ではない。そこで、以下の連携について事前に想定しておく。

○警察との連携 ○市教委との連携 ○児童相談所やこども課などとの連携

6 いじめに関する研修について

(1) 教職員のための研修

- ・(例) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- ・(例) ケース会議

(2) 「わかる授業づくり」をめざし、公開授業の計画を立てる。

(3) 「非行防止教室」（いじめ防止を主眼とした）の運営をする。

- ・前橋東警察署（スクールサポーター）との連携

(4) 情報モラル教室の運営

- ・県警サイバー犯罪対策室や市教委等の連携を図り、生徒や保護者への情報モラルの啓発を行う。

(5) いじめ防止の本校の取組に関する評価アンケート（生徒・保護者・教職員）を実施し、分析を行う。

- ・学校評価アンケート内に盛り込む（7月、12月）

7 保護者や地域との連携について

① 学校のいじめに対する考え方や生徒の活動の様子を知ってもらう。

- ・学校のホームページや学校・学年・学級通信で積極的に発信する。

② いじめに関する情報や意見を積極的に求める。

- ・保護者へのいじめアンケート（6月、12月、3月）の実施
- ・授業参観、保護者会、家庭訪問、三者面談等
- ・PTAの会議や学校評議委員会、青少年サポート会議等

③ 地域行事への参加やボランティア活動に積極的に参加する。→上記3(3)参照

④ 校区内の小中学校の連携を図る。→上記3(4)参照

⑤ 地域の健全育成団体やコンビニ等との連携・協議の場を設ける。

8 年間全体計画

時期	全体に関わる	防止対策委員会	未然防止部	早期発見部	研修部会
4月		基本方針の策定 委員会①	部会①	部会① 生徒アンケート ①	部会①
5月	いじめ防止強化月間 前期生徒総会 のびゆく子どもの集い	委員会②	部会② いじめ防止会議① 学級活動（全校一 致）	部会② 生徒アンケート ②	部会② 研修会（職員向）
6月		委員会③ 学校評議委員会②	部会③	部会③ 生徒アンケート ③ 保護者アンケート①	Q-Uの実施
7月	いじめフォーラ ム	委員会④ 学校別サポーター会議 ①	いじめフォーラム 参加	部会④ 生徒アンケート ④	
8・ 9月		委員会⑤	部会④	部会⑤ 生徒アンケート ⑤	部会③
10月	後期生徒総会	委員会⑥	部会⑤	部会⑥ 生徒アンケート ⑥ 三者面談	
11月	三者面談 学習発表会	委員会⑦	部会⑥ いじめ防止会議②	部会⑦ 生徒アンケート ⑦	
12月	いじめ防止強化月間 人権週間 木瀬中地区いじ め防止こども会 議	委員会⑧	部会⑦ 学級活動（全校一 致） 人権集会	部会⑧ 生徒アンケート ⑧保護者アンケート ②	Q-Uの実施
1月		委員会⑨	部会⑧	部会⑨ 生徒アンケート ⑨	部会④
2月		委員会⑩ 学校評議委員会② 学校別サポーター会議 ②	部会⑩ いじめ防止会議③	部会⑩ 生徒アンケート ⑩	
3月		委員会⑪	部会⑪	部会⑪ 生徒アンケート ⑪ 保護者アンケート③	